

平成24年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(14日目)

平成24年12月17日(月)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第50号 平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 2 議案第51号 平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 3 議案第59号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第60号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第61号 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 6 議案第62号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 7 議案第63号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第64号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第65号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第10 議案第66号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第67号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第68号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第69号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第70号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第71号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 6 議案第 7 2 号 永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 7 3 号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 7 4 号 永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定について
- 第 1 9 発議第 1 1 号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 発議第 1 2 号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 2 1 閉会中の継続審査の申出
- 第 2 2 閉会中の継続調査の申出

## 2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 2 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 3 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 1 0 議案第 6 6 号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 6 7 号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 6 8 号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

第13 議案第69号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

第14 議案第70号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第71号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

第16 議案第72号 永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

第17 議案第73号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

第18 議案第74号 永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に  
関する条例の制定について

第19 発議第11号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第20 発議第12号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則について

第21 閉会中の継続審査の申出

第22 閉会中の継続調査の申出

### 3 出席議員（17名）

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 河 合 永 充 君

- 16番 上田 誠 君  
 17番 酒井 要 君  
 18番 伊藤 博夫 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
消防	長	中村勘太郎君
代表監査委員		小山和男君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部顕浩君
建設課	長	山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	椛山勇君
会計課	長	加藤茂森君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
税務課	長	山田和郎君
商工観光課	長	酒井圭治君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	中村耕夫君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	南 部 辰 夫 君
書	山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、大変お忙しい中ご参集いただきまして、ここに14日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様方には、本町議会の運営等につきまして関心を持っておられますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第50号 平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、議案第50号、平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年9月5日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、予算決算常任委員会審査報告をさせていただきます。

平成24年9月5日、第4回永平寺町議会定例会において本委員会に付託されました議案第50号、平成23年度永平寺町一般会計歳入歳出決算認定について及び、2、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、3、平成23年度永平寺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、4、同じく介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、5、同じく簡易水道事業特別会計歳入歳出認定について、同じく6、下水道事業特別会計歳入

歳出認定について、同じく 7、農業集落排水事業特別会計歳入歳出認定について、議案第 51 号、平成 23 年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての議案について、平成 23 年度決算書、成果表、事務報告の資料に基づき、所管課長、関係職員の出席を求め、9 月 28 日から延べ 7 回にわたり慎重に審査をさせていただきました。

審査所見といたしまして、予算に対する執行は適正なものと認められる。しかし、少子・高齢化、景気低迷により税収減少が予想されることから、今後も財源確保のためのさらなる賦課徴収を強化し、適正な事業選択、実施を求める。また、組織機構の見直しや公共施設のあり方等を含めた行財政改革も一層強力に推進することを求める。

なお、平成 25 年度予算編成等に対する意見書を別途に提出するので、平成 25 年度予算（案）提出時までにはその回答を求める。

審査結果。議案第 50 号及び議案第 51 号の認定については、去る 12 月 13 日、当委員会で採決した結果、委員長を除く参加委員 16 名で 15 名の賛成をいただきました。よって、議案第 50 号及び議案第 51 号については、審査意見を付して妥当と認め、原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これから、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

3 番、金元君。

○3 番（金元直栄君） 23 年度決算の反対討論の前置として質問をさせていただきます。

1 つは、人事の公平性、客観性についてであります。

副町長は決算認定の中で、資質、能力を見きわめ課長職にしていると答弁しています。しかし、ここの消防を除いた理事者の状況で見ますと、松岡の役場出身の課長が 4 名、永平寺の役場出身の課長が、ここに参加しているのは 10 名、上志比出身は 6 名という状況があるんですが、これは僕はとても公平性がある状況だとは思えないと思っていますのでお聞きしたいと思います。

2 つ目、今決算では 8 億円余の、9 億近い余剰金があります。繰越金として 4 億数千万、うち、さらに 4 億 5,000 万円の積み立てがあることから、これは金余りの状況と見られることにならないかということです。これは緊急経済対策等との関係の質問です。

3つ目には、24年度、防災無線の入札で指名業者10社中5社が辞退をした。多くの指名業者が入札辞退となったわけですが、この事業の設計では特定メーカーや業者しか仕事ができない内容となっていることが原因だと言われていると聞いています。どこに問題があるのか、その検証もなかったように私は思います。

さらに4つ目、特定健診の受診促進の電話点検を保健師に担当させているのは問題だということですが、実はこれは、国保のところでも言いますが、保健師の役割から言っても目の前の成果主義そのものでちょっと問題だと思っています。これは昨年の教訓が、臨時職員雇用によって電話点検を行ったことが31.7%から39.7%、8%伸びたという結果があるんですが、その役割を保健師にさせているというのがことしの状況です。去年の総括がおかしいんじゃないかということです。

5つ目には、高齢者の実態を本来掌握すべき地域包括支援センターを社協に運営委託するとこの年提案されました。町のこの分野での責任の放棄につながると私は思っています。こうなると、高齢者の実態に合わせた新たな事業展開が町の直接行う事業とは異なり、社協では予算もなく、委託内容の範囲も超えた事業は見込めなくなるという問題が生じないか。

6つ目です。温泉建設、また運営の問題です。プロポーザル方式の選定との話でしたが、入札方式というか、契約の一つの手法ということなら、選考の再考などあってはならないと私は思っています。これも聞きたい。

7つ目ですね。支所の利用計画やそれに基づいた整備計画について支所で考えることはないのかの質問に対して、ないという答弁がありました。これも僕は問題だと思っています。

8つ目、消防のあり方について。22年度の決算への討論で、私はこの年、町長の答弁を引用して、町長は今の体制がよく、これをもとに考えていきたいと答弁していました。ところが、消防の職員の減による現体制での弊害をどう考えているのかがこの当時は見えていませんでした。また、今に至っては、デジタル無線化との関係では早く進めないとおくれるんだという行政から提案ですから、この1年間の論議がどうだったのか。やっぱりよく見えないところであります。

9番目に、あり余る公共施設のあり方、利用計画と方向性。合併して7年たつというのに相変わらず示されてはこなかった。今は27年までに示すということを行っているんですが、これは合併時の目玉施策の一つでありますから、それはちょっと遅過ぎるのではないか。これらのことについてお聞きしたいと思えます。

それに特別会計ですが、国保ですね。先ほども言いましたように、特定健診の受診促進のためにと、この年度は臨時職員を確保して電話で個人に点検したことから受診率が8%伸びたということですが、これは評価できると思います。しかし、この結論から、24年度にこの電話点検担当を保健師にやらせるということにしたのは誰の判断かというふうなことも含めて率直にお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療制度、この会計の状況が全く見えません。広域連合任せではなく、町もしっかりつかむべきであります。と同時に、昨年までの会計の状況から高齢者の負担率の変更がありますけれども、こうなってくると負担増に直結するわけですから、それは問題ではないかということです。

下水道ですが、平成24年6月、要するに今年度の6月に料金の統一改定が行われました。その案については昨年度示されたわけです。この問題では、この料金の引き上げは、上志比地区では大幅に引き上げられること、永平寺では安くなるというものでした。これらの状況がある中でどうして激変緩和期間を設けなかったのか。それもできない、やるつもりもないという一点張りの答弁だったことがありますけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波委員長。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） たくさん質問がありましたので、私の答えられる範囲内では答えさせていただきますが、理事者におかれましては補足の答弁をぜひお願いをいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、一般会計の決算についてであります。1、人事の公平性云々についてであります。人事については私どもが余り口出しするような範囲ではないかなとは思っております。ただ、今言われた課長職の現時点での人数等を示されているわけですが、それだけをとって公平性があるかどうかというのは一概には言えないかなというふうには感じております。

2番目の、いわゆる決算後の金余り現象というんですか、現象と言うと変ですね。余剰金の取り扱いですが、確かに積み立てを4.5億円ですか、されております。本町の将来的な財政を考えますと余剰金を積み立てるという方策はやっぱり必要かなと思っておりますが、今の経済状況を考えますと、国からの雇用対策、経済対策の予算についてはある程度本町の経済効果になるようにということをお願いしたいと思っておりますが、現実的にはそういったことで臨時職員等を雇用しているという現状も見えていたかなと思っております。

3つ目、防災無線の入札の件であります。設計では特定メーカーの業者しか仕事ができない内容となっているということではありますが、当委員会においてはその検証はできなかったことは一つおわびしなければならない点かなとは思いますが、この入札の現状を踏まえて、25年度予算編成等の意見書の中ではこういった10社中5社が辞退するような入札については、やはり適正に入札されるようにということで今後の課題ということで当委員会も指摘をさせていただいております。

4番目の特定健診の受診率の成果を上げる一つとして、電話での受診勧奨については非常に効果があるということは、事実、数字にあらわれておりました。この年、保健師にさせていたということでありましたので、先ほど言いました当委員会の意見書の中では、やはりそういった受診率アップの手段の一つであるこういった電話での勧奨については福祉保健課の体制を強化をして臨んでいただくようにということで意見書を付したものであります。

5番目の地域包括支援センターの社協委託であります。問題は町がこの分野でどれだけ高齢者の実態を把握しているかということであり、包括支援センターを社協に委託したこと自体が問題であるというふうには思っておりません。今後についても町がどれだけ社協と常日ごろ協議をし、高齢者の実態を把握しているかということは注視していきたいと思っております。

6番目の温泉建設についてのプロポーザル方式の選考再考であります。実際に現場にいたわけでもありませんので、町からいろいろ聞くところでの判断しかできないというのを前提にしながら、委員長がそういう進め方で最終的に決したということであれば、それはそれで成立をしているのではないかなと思います。ただ、ぜひお考えいただきたいのは、今後の検証を反省材料といたしまして、プロポーザル方式の仕方については、やはり初めてのこともあって若干のわからない部分もあったかなと想像をいたしております。ぜひそれらを検証し今後に生かしていただきたいなと思っております。

7番目の支所の利用計画についてであります。基本的には支所がそれらについて、今後の利用計画についてはいろいろ考えをめぐらせているんであろうと思います。ただ、総合的にどうするかということについては、やはり本町の総務課が中心となってやるべきものであろうと思います。公共施設のあり方については今後の課題であり、27年度までに結論を出すという答弁をいただいておりますので、それに期待したいと思っておりますし、27年までと言わず、できたら早くして

いただきたいなという当委員会からの意見もございました。

消防の体制であります、いわゆる1本署2分署体制については、それはそれでよかった利点というんですか、有効な機能は示していたと思います。どこで変更するかということですが、それが去年1本署1分署体制にし、そして今後1署体制に統合していくという案が示されたということでもあります。これについては、議会で何人かの議員が3署体制のデメリットも話しながら早く改善をと求めた成果が、今回こういったことで統合になってきたんだらうというふうには思っております。

9番目の公共施設のあり方については、先ほど言いましたとおり、27年を目指して利用計画、方向性等々を示していくというお答えをいただいております。当委員会といたしましてもできるだけ早くということを加えて、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

特別会計ですけれども、国保については、先ほど言いました特定健診の臨時職員の件については、今後体制を強化ということで当委員会から要望をしております。ただ、誰の判断かというのは理事者にぜひお答えをいただくところであります、私どもが云々ということではないと思っております。

後期高齢者についての質問ですが、これも理事者のほうでご答弁をお願いしたいなと思っております。

下水道についても同じく、できたら答弁をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） 今ほどの特定健診の件ですが、この特定健診受診率向上対策といたしまして、緊急雇用対策事業補助によりまして平成22年度及び23年度におきまして嘱託職員を採用し対応をまいりました。この事業も平成23年度で終了しまして、現在、保健師が対応をしております。

電話での案内だけではなく、その際、健康に対する不安などの質問も数多くありまして、この保健指導を保健師みずからの的確な答えが町民も安心して納得できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 下水道課長。

○下水道課長（酒井篤男君） 下水道の上志比での料金の統一ということで、定額制から従量制に移行したという件につきまして、合併時、5年以内に統一というこ

とがもう決まっております、その5年以内ということをめどに統一を図ったわけですが、その中で期間を置いて料金を改定したらというご意見もございまして、その内容等につきまして精査いたしましたところ、事業所（個人的）な計算量が非常に難しく、当初決まったように合併後5年以内ということでの統一をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 金元君。

○3番（金元直栄君） 後期高齢者医療制度の問題について言うと、この会計の状況が全く見えてこないわけですね。だから広域連合任せでなく町もしっかりつかむべきだし、去年のいろんな医療費の問題から高齢者の負担率の変更をことし導き出しているわけですね。そういう安易な負担率の変更は、高齢者のいわゆる負担増に直結するわけですから、その辺はどうお考えなのかということです。

○議長（伊藤博夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） 後期広域連合の医療費の件ですけれども、賦課に関してはうちのほうでですか、やっているんですけど、あと給付関係を広域連合のほうでやっております。実際、速報値でわかるのも、例えば23年度ですと10月時分というふうに大分、半年おくれぐらいに連合会のほうから来るようになっておりますけど、今後、連合会と調整しまして、早い時期にそういうふうな医療費関係の結果が速報値でもわかるような体制に持っていけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかありませんか。

町長。

○町長（松本文雄君） 一番初めにお尋ねの課長職の、どういうんですか、地域の人数が違うというふうなお話ですけれども、これは年によって違うと思います。それともう一つは、基本的には適材適所ということでやっておりますし、また、年齢の構成なんかも見ておりますので、今のお話のようなこともありますけれども、例えば松岡地区で10人ぐらいいたときもありますし、これはその年によって変わりますので、地域地域で何人ずつ課長につくというふうなことではないと思いますので、そういうことはご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 防災行政無線の入札の件でお尋ねをいただきました。

これは震災の影響等もありまして相当うちが指名をいたしました。これほとんど大きな企業でございますけれども、そういったところが震災等の影響で受注が非常に多かったということから、私どもはそういう形で辞退せざるを得なかったんだというふうな声を聞いております。

また同様に、これは23年度でしたか、1年前に実施設計の受注もしたわけですが、このときは消防デジタル無線の県レベル、福井県なんかは県全体で設計をしたところがございますけれども、そういった形で全国的にその業務に対する需要が非常に多かったというふうなことで辞退が相次いだというふうなことを我々は結果的に知ったところがございます。

それから、公共施設等のあり方については、これは今定例会中に何度となくお答えをさせていただいておりますので、そのようにお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 先ほど、主な内容については言わせていただきました。

ただ、人事の公平性、客観性の確保の問題で言いますと、やっぱり公平性や、また透明性の確保は町への信頼のあかしにもつながるということを私は思っています。これが大事なんですけれども、地域とは言ってません。出身役場、役所のことを言ってますので、そういう意味では松岡が極端に少ないと私は思っているところです。

2つ目は、繰越金と積立金合わせて9億円近く、8億8,000万円ですか、ある数字を見ますと、私はやっぱり金余りと見られても仕方ない状況かなと思っています。国は、緊急経済対策、雇用対策として補正予算を取り組み、地方に交付してきましたが、本町も本当に地元の経済対策を考えるべきだと私はこの間指摘してきました。ほかの自治体の話を聞いていますと、経済対策のお金を自治体外に出すことは考えられないということを言われる自治体も多いんですね。そのところが明確に見えないし、やっぱり経済対策ということならそれなりに地元の業者が潤ういろんな仕事をやるべきだと思っています。それが見られないということです。

3つ目は、24年度の防災無線で多くの業者が入札辞退ということがありまし

た。全国的な傾向だということをおっしゃるけれども、私はそうだとは思っていません。指名願が出ていますから、入札に臨む気がない業者については指名するのがおかしいとは思っています。指名業者を見きわめることも大事だと思っています。特にこれは今年度になりますけれども、20年度には調整交付の工事施工業者が2つ倒産していると。現在は温泉施設もとまっているなどのことが次の年にあるわけですから、やっぱり指名するときからきちっと見ていく必要があると思っています。

特定健診の問題で言いますと、やはり点検を保健師にやらせるというのは私は問題だと思っています。それはそこだけ言っておきます。保健師はやっぱり外へ出て町民の健康を守るような、そんな事業をどんどん進めていくのが保健師の仕事だと思うんです。

5つ目には、本来、高齢者の実態を把握すべき地域包括支援センターを社協で運営すると、この年、議会が提案しました。町は、高齢者をどうつかんでいくかという分野での責任を放棄しているのではないかと私は率直に思いますし、社協に委託ということでは、委託金額が決まるわけですから、高齢者の実態に合わせたいろんな新しい事業に取り組むということが見込めなくなります。それは大変でありますし、さらに高齢者の実態を町が直接つかむことがなくなる。例えば、その前に言いましたように、保健師なんかも中で電話点検に当たるというのでは、それは福祉部門の責任の放棄につながっているのかなと僕は思わないでもないわけですね。町の介護や高齢者への各種の事業のほとんどを社協委託については、やはり問題です。町は常に高齢者の実態を直接つかんで事業をつくって、その内容の実施については委託することもあるわけですが、地域包括支援センターなどを経てしっかりと行政が個々の状況をつかんでいく必要があると思っています。

6つ目には、それが見られないということです。温泉建設の運営、プロポーザル方式での選定の話ですけれども、やっぱり入札方式というか、契約の一つの手法ということなら、委員長の采配でということをおっしゃるけれども、一旦開いたその点数を後で見直して口を挟むというのは、本来の筋から言ったらおかしいことでもあります。また、この温泉の問題で言いますと、いつのころからか騒々しく道の駅構想なるものがあらわれました。それが勝手に論議され計画が語られていたわけですが、全体構想がない中での論議でもありました。温泉の利用についても500メートルからでよいと委員会には諮りましたけれども、その根拠も

あんまりよくわからないといえますか、いずれも私、議会に示されたときにはもう決まっているわけですから実質的な十分な論議がないという状況での示し方でもあります。

7番目には、支所の利用計画や、それに基づいた整備計画について支所で考えることはないのか。委員長は考えているのではないかという話ですが、ないという答弁でもあったんですが、十分論議、研究しているなどが見られない。それが議会に示されていない、また利用する地域の人たちに示されていないというのは問題だと思います。特に今回、消防の開発センター利用の問題で明らかになったんですが、永平寺にしても上志比にしても、支所の2階、3階が物置になっているというのはいただけないことだと思っています。

8つ目に、消防のあり方については先ほど言いました。1年前の討論の中で使った内容と今は180度転換して、28年の無線のデジタル化に間に合わないから早く進めようという話がされていますけれども、いろいろ見ているんですが、物が決まってから議会に示すという状況は一貫して続いているという問題は、議会と行政との関係でも私は問題だと思っています。さらに、あり余る公共施設のあり方は毎回質問でも取り上げてきたつもりでいるんですが、27年になってと言うんですが、27年ではまだ何年も先の話です。たしか27年でしたね。合併して7年ですから27年というと大方10年ですよ。それは幾ら何でもひど過ぎるんでないか。少なくとも、私は必要なものをなくせとは言っていません。将来無駄になると思われるものはきっちり見越して整理すべきだということです。

これら以上の点から23年度の決算については認められないということです。

国保会計については、特定健診の受診促進のために、臨時雇用ということで臨時職員を確保して電話で個人に点検していたことから受診率が一気に伸びたということは、これは本当に評価するところです。しかし、からこの事業がなくなったということで、24年度にこの電話点検担当に保健師を充てるというのは問題ではないかなと私は率直に思うところです。この結論はやっぱり認められない。保健師本来の仕事があると私は思っています。

後期高齢者医療制度の問題については、この会計の状況はさっき言いましたように見えてこないと同時に、昨年までのいろんな結果の中から高齢者の負担増につながる負担率の変更、20%から21%にしているという状況があります。これら安易な取り組みは本当にどうなのか。もともと差別的な医療制度でありますけれども、その負担増に直結するようなことをこの年度の結論から導き出して

るというのは私は賛成できないという立場です。

下水道の問題で言いますと、下水道料金の統一の問題です。この料金の引き上げは、上志比地区では大幅に引き上げられ永平寺では安くなるというのは先ほど示したところですが、かなり大幅な引き上げとなることから、いわゆる上志比での引き上げ総額と永平寺での引き上げ総額がほぼ似た金額になっていたと私は見えています。そういう説明もありました。そういう金額であるなら町の会計に入っている金額はそれほど変わらないわけですから、3年なりをかけての激変緩和期間を設けなかったのか。合併後5年以内ということからそうしたんだということですが、それなら合併後10年後に計画を示すというほかのいろんな問題もありますから、そういう意味ではやはり実態に合った、一つ一つ住民の合意を得て進めていく。それも負担が一気にかからないようにしていくということは大事なことだと思えます。それが見られなかったということで、以上の指摘した点については反対の理由とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

上田君。

○16番（上田 誠君） 16番、上田です。

平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定におきまして、委員長報告のとおり、それぞれの事業や事項に対しまして慎重に審議を行いました。認定に当たり、質疑の内容については、委員長報告のとおり、行政に対し平成25年度予算編成に対してそれぞれに要望の意見書を示し、回答を求めるところによりおおむね妥当と判断し認定することとします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第50号、平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数であります。

よって、本決算については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

～日程第2 議案第51号 平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、議案第51号、平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年9月5日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、議案第51号、平成23年度永平寺町上水道会計の決算認定についてであります。先ほど議案第50号でお示ししましたとおり、審査経過、審査所見、審査結果についても同じであります。51号についても妥当と認め、原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これから、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 上水道企業会計について1点だけ質問をいたします。

なお、先ほどの反対討論の最初に、町民に必要ないろんな予算が執行されていることについては認めますというのをつけるのを忘れましたので、それだけ言っておきます。

私は、この上水道会計、特に企業会計について、大きな設備投資のときなど一般会計からの繰り入れも必要ではないかと提案してきました。これに対して、実質、永平寺や上志比の水道の特別会計では起債償還分の2分の1程度の繰り入れを合併後も行ってきました。この点では、企業会計にはできないんだということをおっしゃっている行政と、実際その繰り入れをやってきた行政との関係で言うと、おんなじ課で大きな矛盾があると私は思っているんですが、統一見解を示すべきではないかということをおっしゃっていたんですが、その辺、一貫性のないところはどうかして起こってきたんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 滝波委員長。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） 私が思うところには、基本的には前段で言う独立採算の企業会計ですから一般会計からの繰り入れは行わないということは大原則であると思いますが、そうは言っても町民の水道を守る臨時的あるいは緊急的な事業等については、やはり一般会計から繰り入れせざるを得ないというか、しなければ町民の命を守ることはできないということを解すればいいのではないかなと思っております。その辺はそういう理解でいいのではないかなと思っております。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございますか。

上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 起債の償還でございますが、ことし4月に上水道会計に一本化しました。従来は簡水と水道会計に分かれていましたので、従来の特例会計、簡易水道分は一般会計から2分の1、これは繰り入れさせていただきました。今回、企業会計を統合するに当たりまして、これは国の総務省の基準でも定めておりますが、統合するまで、おおむね平成28年まで一般会計からの繰り入れをするように認められていますし、今の現状ではやはり旧簡水分に関しましては繰り上げをしたり、また上水の起債分に関しましては従来どおり本会計のほうで一括償還といいますか、そういう形で、当然経営が安定するまでは旧簡水分は償還をお願いしたいと考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これ財政課のほうにお聞きしたいんですが、今、課長は当分の間は繰り入れせざるを得ないと。私もそうすべきだと思って質問をしてきたんですが、やっぱり企業会計になると、総務省のそういう見解はあっても繰り入れをしなかった。要するに旧松岡の企業会計が引き続き残っていたわけですが、そこには大きな設備投資のときでも繰り入れをしないというのは何か思いがあってそうしたんですか。

このたびは、現実的には統合して旧簡易水道の会計処理の方法を踏襲しているわけですね。簡易水道といえども規模が違うから簡易水道と言っただけで、実質は永平寺も上志比も上水道会計と同じやり方でしたよね。それは特別会計の段階で企業会計ではなかったんですけど、その辺は何か合理的な説明をやっぱりしてほしいなと思うんですわ。旧松岡の企業会計にはできないということを言っていたのに、その辺の矛盾をどう説明するのかわかりたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず基本的に企業会計につきまして、うちの一般会計と企業会計、これ企業会計につきましては独立採算制でやっております。その中で起債と上水道の会計の中で起債の償還が難しいという中で、この一般会計からの繰り入れにつきましては旧松岡ですか、の企業会計も同じような考え方だと思いますけれども、そういう起債償還に関しましては一般会計の中で補填とかそういうようなものは統一的なもので町は進めていきたいという、同じような考えでは考えております。ちょっとどう言ったらいいんですかね。とにかく基本的には一般会計で補填していきたいということです。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕はこの年、そういう意味では一步前進したとは思っています。今まで企業会計には繰り入れしないというのを繰り入れもあるということで一步前進したと思うので、今質問はしましたけど、その辺やっぱり会計によって繰り入れできないという矛盾があったんですね。一つになりましたからそれは矛盾が解消されるんですが、そこは行政としてきちっとやっぱり十分こちらの質問の狙いも定めて答弁を、この年はやっぱりとっていくべきでなかったかなと思います。だから討論はしません。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。議案第51号、平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第3 議案第59号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第4 議案第60号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第61号 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第62号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第63号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第64号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第65号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第65号までの7件を一括議題とすることに決定いたしました。

本件は、去る平成24年12月4日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

平成24年12月4日、第5回永平寺町議会定例会において本委員会に付託されました議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでを、12月13日に、平成24年度補正予算書説明資料に基づき、所管課長の出席を求

め慎重に協議をいたしました。その結果を報告いたします。

議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算については、賛成11名、反対5名で賛成多数で原案のとおり可決されました。

委員からの意見といたしまして、永平寺支所、開発センター耐震補強計画に関して、合併して利用されていない施設があるので今後順次耐震補強をしていくであろうが、まずは公共施設のあり方や利用計画について早急に示すこと。健康福祉施設「永平寺温泉禅の里」の備品購入費1,358万5,000円に関して、建設請負業者の倒産による業務停止に伴い、再入札、完成予定日等、早急にスケジュールを示すこと等の意見が出されました。

予算執行に当たっては、これらの意見を十分留意をしていただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第60号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算については、委員全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第61号、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算についても、委員全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

議案第62号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についても、委員全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第63号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についても、委員全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第64号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についても、委員全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についても、委員全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第3、議案第59号から日程第9、議案第65号までの7件について、1件ごとに議題といたします。

まず、日程第3、議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 議案第59号の平成24年度の一般会計補正予算のうち、健康福祉整備費1,417万円についてお伺いいたします。

これは既に説明がありましたように、施設の完成がおくれるということで、この整備費につきましては、執行時期は当初の計画よりおくれるということになります。12月補正予算での計上理由について、いま一度、審査所見についてお伺いします。それとあわせて、12月12日に建築業者の自己破産手続が開始されております。このことも踏まえて、理事者側からこの健康福祉整備費の補正予算への計上理由のより明確な説明があれば、この本会議で答弁をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波委員長。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） ただいまの川崎議員からの質問ですが、会期中に答弁をされていると思っておりますが、再度理事者のほうでお願いをいたしたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） ただいまのお尋ねでございますけれども、12月12日に健康福祉施設の倒産に伴うところの破産管財人が決定いたしました。これからその破産管財人によりまして工事の出来高の確認を行っていただき、そして精算されることになっております。今、少し動きがありまして、今月の26日までに工事代金などのそういうものを提出するように言われておりますが、町といたしましてはもっと早く出せるようにしたいと思っております。それによりまして精算を少しでも早くしまして、そして新たなといいますか、次の工事に入りたいと思っております。

それから備品についてでありますけれども、今1,400万ほど備品をお願いしてありますけれども、これは当初、12月補正予算にお出ししましたのは、3月に工事が完成し、4月か5月から開業したいということでお出しをしておりました。今お話しのように中断されておりますが、この備品の中身につきましては、例えば厨房機器とかロッカーとかがありまして、工事と同時に据えつけるものがあります。そうしますと、2カ月か3カ月前に発注いたしまして、それに合わせたものをつくるということでありまして、ロッカーなども建物に合わせましてつくっておりますので、それも2カ月か3カ月かかるということでありまして。その他の備品もありますが、1カ月以上ぐらいかかりますのでせめて発注しまして、2カ月と1カ月と差が違いますけれども、内容によってそういうことですので、1カ月ぐらいはかかりますので、きのう発注出してきょうというわけにはいきませんので、そういうことで12月補正にお出しをいたしました。

それで、こういうことになりましたけれども、これから、破産管財人も決まりまして精算が行われるということが一日も早くということで申し上げておりますけれども、これから精算しますので、出来高の確定なんかしますので、そうしますとこれからおのずといつから工事にかかれるかということもわかってきますので、一日も早くかかりたいということであります。そのために備品も同時に発注いたしまして、2カ月、3カ月を要するものがありますので準備して、それから工事の過程で同時に据えつけるというものもありますので、それもありますので、どうかひとつ12月補正でお認めいただいて、そしてこちらのほうも準備をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 補正予算での早期の発注、この早期というところがいろいろいつかということになろうかと思うんですけれども、少なくとも年度内の発注ということでの執行が必要であるということを確認させていただきました。健康福祉施設、破産整理も始まっております。一日も早い工事再開をしていただいて早く開業するというところで進めていただきたいと思っております。

あわせて、今回計上されます整備費につきましても、納期おくれ、それから整備おくれがなきよう適切な発注、納期をしていただきたいと思っております。

質疑を終わります。

○議長（伊藤博夫君） ほかに。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2点あります。大きくは2点についてですね。

1つは、永平寺支所と開発センターの耐震補強計画業務委託料、合計587万8,000円。これについては質問しているので基本的なことだけお聞きします。永平寺支所と開発センターそれぞれの利用計画は示されていません。一部消防が利用するというのは聞きましたが、その利用計画も示さないまま耐震補強計画をつくるということなのかということと、利用計画を示していないということは利用計画もない建物を耐震補強するということでもあります。そういう意味ではこれは問題だと思うので、その辺答弁をお願いします。

2つ目、温泉の備品購入です。備品購入は1,358万ですね。ほかの金額も若干ありますけれども、完成度合いがある程度ですか、まだ半分以下ですから、また工事発注するときには臨時議会があるんだろうと私は思っています。契約締結承認。そこで一つだけお聞きしますけれども、この施工業者、松尾工務店です

けれども、ちまたのうわさでは何年も赤字決算だったということはよく話されているところですよ。この会社の経営審査、それとも決算だけでもいい。町では直接目を通していたんですかというのだけ聞きたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波委員長。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） 1番のことは繰り返し答弁されていると思いますが、あわせて1番、2番を理事者のほうでご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 支所と開発センターのお話ですけれども、この議会に開発センターで消防の統合をして、事務室といいますか、事務所といいますか、そういうものを2階につくりたいというお話をお願いをしております。

その中で今の計画は、申し上げていますように、12月議会で補強計画をお願いしております。そしてこれからのことですけれども、25年度で実施設計をお願いしております。それから26年度、27年度で耐震工事とそれから2階などのそういう整備をしたいということでもあります。28年の4月にきちっと移転したいということでもありますので、今申し上げましたように、24年度で補強計画は、これちょっと25年度に入るかわかりませんが、立てまして実施設計をやりませう。そうしますと開発センターの2階を使うことになりますので、開発センターの2階には会議室とか、あるいは小会議室とか、畳の部屋もあるんかと思うんですけれども、そういう部屋がありますので、そういうものをなくすということでもありますので、それを支所の2階とか3階、支所も今使っておりますけれども、あいている部屋がありますので、そういうところの整備をしたいと思っております。これはこれからどういう形で整備、今の現状もありますので、現に使っているところもありますので、それも含めて整備をしたいと思っておりますので、基本的には26年度ぐらいの整備になってくると思います。26年度の後半になるかわかりませんが、27年度には開発センターの中の整備をしたいと思っておりますのでそういうことになってくると思います。そうしますとその整備の内容も、どういう部屋をつくるか、あるいは今の部屋を改装するとか、いろんなことが出てくると思いますので、そういうものをきちっと明示したいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） もう1点目の質問、松尾工務店についての財務を見られ

なかったのかというご質問でございますが、私たち財務のほうについての情報等は見ることはできません。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 確認だけしたいんですが、指名業者を決めると言いますが、指名願が出ているときには経営審査表というんか、いろいろつけてくる資料はあるわけでしょう。それには財政状況というんか経営状況というのをあらかず内容も入っていると思うんですね。それを町として目を通しているんかどうか。指名業者ですから、その辺を聞きたいということです。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部頭浩君） 経営審査事項といいますのは、工事も含めて皆さん点数にしたものでございますので、はっきりした経営の中身についてはなかなか見られないということになっております。

○議長（伊藤博夫君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

まず、日程第3、議案第59号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今補正予算について私は反対の態度をとるということですが、その理由の第1は、いわゆる永平寺支所と開発センターそれぞれの利用計画も示さない段階での耐震補強というのは問題だということです。

利用計画もない建物を耐震補強するのかということですが、町の合併後、全ての公共施設のあり方や活用、廃止計画すら示されていない中での耐震補強への予算計上であること。さらに開発センターの耐震化は消防の改修利用によることで、その内容を見ても1億5,000万円ほどかけて耐震補強をしていきたいという内容になっていました。これは概算ですから正確ではないですけども、そういう内容でした。これは、さらに2階だけ事務所に改修して利用するということですが、それも何千万円かかるということでした。これだけの金をかけていくのなら、いわゆる隣の永平寺支所の2階、3階を公民館としての利用を考え整備し、開発センターは取り壊して消防をそこへ移転したほうが良いと私は思っているところです。

さらに、その内容について言いますと、開発センターの地域の公民館的利用は消防本署の移転に伴い、支所の2階に一部その機能を移すと町は示しています。

それなら要らぬ施設は縮小するのが常識です。これらを指摘されても全体の利用計画もまだ示していないわけですから、これはやっぱりこういう予算のつけ方は今回は、これまでたびたび指摘された公共施設のあり方の問題について考えると一歩踏み出した予算計上だと言わざるを得ません。

2つ目は温泉の備品購入の予算計上であります。

先ほどの話で、倒産した会社の経営審査については点数化されていてその内容を見ていないということですが、それは責任を持って指名するわけですから問題だと思っています。町ではまだ新たな残りの施工工事再開は見えないということを行っています。ただ、予算づけしておいて使えなければ繰り越してそのお金を利用するというのを答弁で言われておりましたが、工事再開も見えない、この倒産業者指名の責任の問題も示されない中での予算計上、その進め方は率直に僕はおかしいと思っています。

そういう意味では、そういうことも含め2つの予算を含むこの補正予算には反対の態度をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

原田議員。

○6番（原田武紀君） 最初の消防庁舎の問題なんですけれども、私は消防署統合推進特別委員会の委員長として、今回の定例会に開発センターの耐震補強計画が出てくるという中で、その開発センターをどうするんかという結論を得ない中でのこの予算の採決というのはまずいということで急遽お願いして、先日の12日、議会の休会中に消防署統合推進特別委員会を設けていただいて、それぞれプラン1から4までのいろんな案を理事者側に出していただいて、そして採決を特別委員会の中でやらせていただきました。

いろいろ逼迫している中で十分な議論がなされたかという、少しその辺についてちょっと申しわけないという気持ちもありましたけれども、理事者側からは支所とか既存庁舎の空きスペースの活用をできるだけ進めたいんだと、そういう中から開発センターの耐震診断を行って耐震補強工事を実施して、そして開発センターの2階部分を新消防庁舎の事務所として活用したいと。それから新築部分には、高機能指令センターや車庫などの重要施設についてはそちらのほうに置きたいという、それがプラン1の案なんですけれども、非常に僅差ではありましたが、採決の結果、委員会の中ではその案が採用されたということになりましたので、そういう中ではこの工事は消防のデジタル無線化とも絡んでおりま

して、平成28年5月末までという期限もあります。そういった中では工事を順次進めていく中ではこの開発センターの耐震補強計画というのはこの補正予算の中でやって、それから25年度に実施計画、26年度に耐震補強工事をやりたいと、そうしないとそういう消防の新庁舎のほうに非常に支障が出てくるというお話の中での皆さんの苦しい決断だったと思います。

そういうことを尊重してぜひとも、そういう結論が出ましたので、委員長としてはこの補正にそういう面での賛成をしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論ありませんか。

長岡議員。

○5番（長岡千恵子君） 私は、今消防の委員長が報告されたことはよく理解しているつもりですけれども、そのプランで採択する際に、プラン1、2、3と3つの案があって採択したわけなんですけれども、この中で開発センターを利用するかしないかということと言いますと8対8の同数でした。ということは、消防に開発センターを利用することにつきましては議員の間でもっと慎重な議論をすべきだというふうに思います。

その点を考えますと、今この12月の補正で開発センターの耐震工事の補正を出すことはいささか早いのではないかというふうに考えまして、今回の補正については反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

河合君。

○15番（河合永充君） 私は賛成の立場から発言させていただきます。

先ほど原田委員長のほうからもありましたが、予算委員会の前日、全議員が入っております消防署統合特別委員会において、今後、行政が示されましたプラン1で進めていくという、最終的に多数決をとった中での決定がありました。

私はその中では違う立場の意見だったのですが、皆さんの意見を尊重しなければならぬと思いますので、この委員会での決定、建設的な議会を進めていく上でもプラン1にはこの開発センターの耐震は必要な工事となっておりますので、私は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

松川議員。

○13番（松川正樹君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算の中で、私にとっては受け入れられないもの、反対せざるを得

ないものがあります。

一つは、永平寺温泉建設に関してです。

永平寺温泉の施設内に設置する消耗品とか備品らの購入費の予算が上がっていましたが、住民の多くが今では既に知っているように、今建設中の請負業者が倒産をし、来春オープンのはずの永平寺温泉の建設が完全にストップしています。いつオープンするかめども全く立たない状態であります。そういう中、何事もなかったかのように今申し上げた購入費が予算として上がってきている。住民の中にも、今回倒産した松尾工務店の経営状態が何年も前から極めて悪いという、今に潰れるんでないかという、そういうことを知っていた方々が少なからずいらっしやいます。なぜそのような業者を町が指名し、なおかつ落札させたのかという疑問や怒りがあります。当然であります。町当局がそういう情報を持っていないということが信じられないということでもあります。普通の人々も知っているのになぜかということでもあります。県からの情報とか、あるいはデータでは大丈夫という判断をしたと聞いていますが、また風評では指名を外すことができないとかそういうことも聞いておりますが、結果的には町と住民に大きな不利益をもたらしたということになります。したがって、私は少なくとも理事者側に住民に公式の場で謝罪をするべきであったと思っております。いまだに温泉施設の反対論が消えない中であります。大事なことが抜けております。私どもも一言悪かったと認めていただければ、鬼の首でも取ったかのように大騒ぎをすることはないんであります。

もう一つは、開発センターの耐震補強計画の業務委託料であります。

耐震化事業の基本的なことではありますが、大事なことですので住民の皆さんにもご承知おきいただきたいんですが、建物の耐震補強とは地震により強いものにするだけで、残念ながら耐用年数とか建物の寿命を延ばすことにはなりません。そしてその寿命のことですが、理事者側の説明によりますと、この開発センターのもともとの寿命は建ててから70年から80年としています。今の時点で築後40年を経過してしまいましたので、あと30年から40年はもつとしています。しかし、私どもはまずこの寿命の町の見解に対して疑問を持っております。というのは、30年から40年もつという見解に科学的根拠がありません。誰も今の時点で証明することができないのであります。つまり誰もわからないということでもあります。まだ30年から40年もつというのは単なる推測であり願望でもあります。

そして今、この予算が通りますと、その耐震化された開発センターをL字型で囲むような形の消防庁舎を新築するという計画が一気に進行します。新築そのものには反対ではありませんが、この計画の反対理由を申し上げます。L字型に建てられる新庁舎は、それこそ耐用年数は今から70年から80年はあるでしょう。しかし、今の建っている開発センターや支所は耐震化されても同様に70年とか80年とかもつはずがありません。町が言うように30年から、あるいはどんなにもつても40年ということですので、勢い新築されたL字型の新庁舎を残し、先にこの開発センターは解体せざるを得ないということになります。新消防庁舎に抱きつかれたように建っている開発センターの解体工事も厄介なものとなると予想されますが、しかもその解体される開発センターの部分に消防署の機能部分が相当あるわけですから、その部分もまた何年後かに改めて増築をしなけりゃならないということに、非常にややこし過ぎる話になっています。

消防庁舎をL字型のまま残すという選択もあるかもしれませんが、そのときに30年とか40年後であればまだましでありまして、解体しなきゃならない日をもっともっと早く訪れる可能性があります。そのときのことを今から想定しなくて……。

○議長（伊藤博夫君） 端的に話してください。

○13番（松川正樹君） 今から想定しなくてもいいんですかということでもあります。

将来の住民にとって開発センターを必ず解体しなきゃならないときが来ます。そのときに住民は「平成二十四、五年、我々の町の関係者は本当に厄介なものを残してくれたものだ」と思うのは必至であります。これはある意味、負の遺産であります。今の時代でも、過去を振り返って負の遺産と思わざるを得ない町の建造物が幾つかあります。今の若い世代に私は負の遺産を残したくないということでもあります。

そしてもう一つは、そのとき誰も反対しなかったということを歴史の中に私は残したくないと。やっぱり何人かが反対したという、そういう証拠を残しておきたいんです。今回はそういう意味では反対が過半数であればなおよろしいかと思っておりますが、議員の皆さんにもお訴えをいたします。そもそも振り返ってみて、合併して7年、行政のほうから消防署の統合の動きは余りなかったと言えます。同時に今は2署体制であります、ずっと3署体制のまま署員の数も……。

○議長（伊藤博夫君） 討論で締めくくってほしいんです。一緒なことばっか繰り返さんと。

○13番（松川正樹君） 一緒なことは言ってないですよ。もうちょっとです。お願いします。

署員の数を減らして36名というぎりぎりの数で推移をしてきた。24時間体制ですからね。さすがにこれ、現場はきついという声はいただいておりますので、本当にこれは議会のほうも何とかしなきゃいけないということで、やっぱり統合はやむを得ないということでこの消防署統合推進特別委員会を立ち上げた。行政を押し形になりました。そして我々もことしの5月、11月と消防の統合について話題を提供しながら住民の皆さんからいろんな意見を聞いてきました。当然その統合に対する不安もありましたし、そしてもう一つ評価したいのは、住民の皆さんも、我々の生命とか財産を守ってくれる消防士に関しては税金を惜しむ必要はないと。じゃんじゃん使ってくれとは言わなかったですけども、使ってもいいよというコンセンサスがあったんですね。私はそういう意味でも、そういう声を行政に反映させないと何のために議会と語ろう会をしたのかということに相なります。そしてまた、今回のL字型の新消防庁舎に関しては、やっぱり住民の皆さんは議会と語ろう会でも首をかしげていたと。

私ども、これからそういういろんな声をもとにして特別委員会として、あるいは議会として独自の統合案を出さなきゃいけないというやさき、もう時間がないとか、そう言われて早く今の統合案を理解してくれというのはやっぱりちょっと私たちとしては非常に寂しい限りでありまして、いま一度時間をいただきたいですね。1年、2年もくれとは言いません。せめて3月議会までこの統合案が、新消防署がどういう形であるかをやっぱり吟味するための時間をいただきたいと思います。

以上が私の反対討論であります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで討論を打ち切ります。

日程第3、議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 賛成多数であります。

よって、本件については委員長報告のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時25分 休憩)

---

(午後 3時40分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、日程第4、議案第60号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第60号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5、議案第61号、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第61号、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6、議案第62号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第62号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第63号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第63号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第64号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第64号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第10 議案第66号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第11 議案第67号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第12 議案第68号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第10、議案第66号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第68号までの3件を一括議題とすることに決定いたしました。

本件は、去る平成24年12月4日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を認めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第66号から議案第68号につきましては、関連する条例の一部改正であります。平成20年度の人

事院勧告の中で見直しを求められた内容で、県内の他の市町の動向を見きわめる必要があるということから先送りされてまいりましたが、このたび、県の指導並びに県内市町との協議のもと、平成25年4月から改正するものであります。

それでは、議案第66号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査結果を報告いたします。

本案は現在、職員の勤務時間は1日8時間、1週間40時間となっておりますが、これを1日15分短縮し、1週間の勤務時間を38時間45分に改めるものであります。本案は、会議規則第77条の規定により委員全員賛成で可決したことを報告いたします。

続きまして、議案第67号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査結果を報告いたします。

本案は、前条第66号の勤務時間短縮に伴う改正でございます。育児休業で短時間勤務の要求があった場合の勤務形態を定めた条例の一部改正であります。本案は、会議規則第77条の規定により委員全員賛成で可決したことを報告いたします。

続きまして、議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査結果を報告いたします。

本案につきましても前条第66号の勤務時間短縮に伴う改正で、町が勤務手当に関して、勤務1時間当たりの単価について8時間を7時間45分勤務時間を基礎として割り出す規定の改正であります。本案は、会議規則第77条の規定により委員全員賛成で可決したことを報告いたします。

以上、議案66号から議案68号につきまして議員各位の決議をお願いするものであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第10、議案第66号から日程第12、議案第68号までの3件について、1件ごとに議題とします。

まず、日程第10、議案第66号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員長にお伺いしたいんですが、論議の中で、今回の提案で

言いますと午後5時半を午後5時15分、しまい時間を15分短縮するという  
とになっていますが、こういうことではなしに、例えば、民間では昼時間とい  
と大体1時間というのが普通だと思うんですね。その昼時間をいわゆる45分  
から1時間するというので、しまいの時間は変えないというようなことは論議さ  
れたんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川委員長。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 議論の中でそういう話も出ております。

いろいろな考え方はあるんだろうと思いますけれども、他の市町を参考にされて  
おられるようでございます。他の市町同様、特に嶺南のほうですか、他の町と合  
わせてそういう5時15分までとしているようでございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 他の市町の例によるということは行政も答弁の中で言ってお  
られたんですが、例えば住民への利便性のことなどを考える場合、昼1時間とい  
うのは僕は民間では常識かなと思っているんですね。むしろ公務員は45分とい  
うのは私はちょっと違和感があるなと思っています。昼の時間帯は窓口対応なん  
かは交代でというのは当然あるんでしょうけれども、その辺はいわゆる15分短  
縮ではなく昼時間の延長とかということはお考えだったのか、もしくはその辺ど  
う考えているのかもお聞きしたいですが。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川委員長。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 今、5時15分までとするような形なん  
ですが、実施に当たっては、これ4月1日からということで、1月から3月にか  
けて町民に周知するのは当然でございますし、3カ月ぐらい移行期間を設けると  
いうことも言っておられますし、サービスの点では住民生活課は週1回延長して  
いるよというふうなこと等もあります。そういったこと等も含めまして周知期間  
を設けるというふうな形も聞いております。

この回答で不十分でしたら理事者のほうでひとつお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今の話、ぜひ理事者に聞きたいんです。どうしてその、どう  
言ったらいいかな。昼時間の延長ということにこだわって、しまい時間を今のま  
まで置くということを考えないのかという。逆に言うと15分短縮というのにど  
うしてこだわったのか。それは他の例もあるんでしょうけど、他の例が正解とい  
うわけじゃないですよ。例えばところ場所、民間なんかは冬時間、夏時間とい

うのでもありますから、その辺は何か臨機応変にというんかな、考えるべきじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 休憩時間を15分延長するという考え方でございますけれども、これは机上の理論としてはそういうことが言えますけれども実態的ではないと思います。我々職員は休憩時間といえども、これは来庁者があればきちっと対応しなければなりませんし、それは今、昼休みの12時から45分までの間、それを1時までには休憩時間を延ばすというふうなことで時間の短縮になるのではないかということでございますけれども、これは今申し上げたように職員の側から言えば、それは勤務時間が短くなるという、そういう感覚はちょっと実態的ではないというふうな考え方でございます。

それと、今、総務委員長も申し上げておりましたけれども、現在も窓口業務をしている課につきましては、毎週火曜日は午後7時まで業務の延長をしております。これは今回のこの勤務時間の短縮が決まった後も当面続けていくというふうな、そういう考え方を思っております。そういうことでそれほどのことはない。

それから、もう1点参考までに申し上げますと、月曜から金曜までの平均的なこの統計をとらせていただいたところですが、1階にある会計、税務、住民福祉、窓口業務を担当している課で1日平均約180人ぐらいの来庁者がお見えになります。8時半から5時半までの間でございますけれども、その中で5時15分から5時半までの15分の間にお見えになる方は2名ぐらいなんです。180人のうち2名ぐらい。こういう統計も出ております。そういうことで町民の方には十分に周知をさせていただきながら導入を図ってまいりたい。

そして、先ほどから総務常任委員長も申し上げているとおり、県庁を初め他の市町もこのような形での導入をしているということも申し添えておきます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、総務課長のそういう昼時間の延長の問題で言うと、実態に合わないということを答弁で言われてましたけれども、随分常識が違うんだなと率直に思いました。民間ではそうだと思うんですね。

ただ、その時間帯の交代での窓口担当を置くということは当然なんですけど、どうしてこの庁舎の横に職員の食堂みたいなところをつくったかということ、休憩しているときはそこに行っていて、いわゆる席でふらふらしていないようにするというのが本来の目的でもあったと思うんです。それで一般的ではないと思うんで

すが、例えば幼稚園での子供たちの対応というのは、朝7時半から早い子が来たりしますから、長時間の延長保育もやっているわけですね。それらの対応のことを考えたら、常識でないと言われるほうが僕は常識でないと思っているところです。

ただ、この問題について言うと、あんまり私も住民サービスの問題等でわからないところがあるので、この案件については自席にて棄権の立場をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 上田君。

○16番（上田 誠君） 1点お聞きします。

よく似た質問になるかと思うんですが、勤務時間とサービス時間、要は時間帯ですね。例えば延長をやっているときには、その対応の方は別の時間帯をお休みいただくという形になっています。一応これですと5時15分になったときに会計を閉めてしまって、それ以降は受け付けないという形になるんだと思うんですが、その点1点、そうかということですね。

それならば、例えば、今ほどありましたように、そのサービスの中で窓口業務についてはその1名なり2名が対応を、先ほど言いましたように1日に二、三名ということであればその対応者を置いてお昼休みを1時間にするとかというふうな形での対応がある面では妥当じゃないか。今ほど言いましたように、民間ではそういうふうな形が往々にしてあるわけですけれども、ぜひそういうことを考えられるのかどうかということを確認しておきます。それによって、ちょっと私の態度も決めたいと思いますので。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川委員長。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） サービスに関する細かい詳細な話なんで、理事者のほうでひとつお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ご存じのように、職員の勤務時間と、それから役場の執務時間というのは、これは同じではございませんが、しかし、やはり実態的にはこれが異なるということではちょっと矛盾が生じてきますので、先ほどから申し上げておりますように、職員の勤務時間15分短縮ということに伴いまして町の執務時間も15分短縮をさせていただきたいという考え方でおります。

○議長（伊藤博夫君） 上田君。

○16番（上田 誠君） そのことに反対するわけじゃないですが、今言ったように

住民のサービスを考えるとその時間帯を柔軟に行うということが必定かと思いませんので、そういう面に関しては、私もこの案に対しては反対ではありませんが棄権の立場をとります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第66号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

まず、日程第11、議案第67号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第67号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 1つだけ委員長にお伺いしますが、これまで8時間ということをして7時間45分に改めるということです。この目的は何のためですか。

○議長（伊藤博夫君） 11番、総務委員長。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 勤務時間の短縮でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 理事者にお伺いしますが、この時短は賃金抑制策の一つだということも言われているんですが、それはどういうことなんでしょう。そういうことで捉えていいのか、そうでなしに、いわゆる1週間当たりの総労働時間の短縮のためかということをお明確に答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） これは給料等の抑制ということではなくして、あくまでも勤務時間の短縮ということが大きな目的となっております。これは平成20年度の人事院勧告の中ではっきりとうたわれている内容でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） では、1週間当たりの勤務時間は何時間なんですか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 7時間45分になります。

○3番（金元直栄君） 1週間当たり、例えば38時間とか40時間とか。

○総務課長（布目洋一君） 38時間45分になります。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第13 議案第69号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第13、議案第69号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成24年12月4日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第69号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査結果を報告いたします。

本案は、災害発生時における防疫作業や消防職員の特殊勤務に従事した場合に手当を支給する疾病について、「伝染病」を「感染症」により適切な名称に改めるものでございます。また、第3条2項では、その手当の額を他の市町との均衡を図るため、1日1,000円を300円に減額するものです。

本案は、会議規則第77条の規定により委員全員賛成で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長(伊藤博夫君) これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 「伝染病」を「感染症」に改めるということですが、この感染症というのは、例えば非常に危険度の高いというんですか、感染した場

合、命にかかわるような場合でもこういう減額になるのかということが1つ。要するに、感染症一般に全部全てのものが含まれてしまうのか。

2つは、この危険手当の減額の正当な理由というのはどこにあるのか。

3つ目は、こういう任に当たる場合の、例えば予防注射とかそういうのが必要になる場合もままあるわけですね。以前やったことがありますし。だからそんな費用については誰が持つのかなどについては、この条例の改定と同時に整合性を持たせるようになっているのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 11番、総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 私の答えられる範囲のところで答えさせていただきます。

2つ目の手当の話が出ましたけれども、この手当の単価が県内市町と比較して高かったというふうなこともありまして、今回バランスをとるというふうなことで改めさせていただくということでございます。

あと1番と3番目については、理事者のほうで答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 「伝染病」から「感染症」という変更でございますけれども、これはそういう言葉の使い方が最近変わってきたということでご理解いただければ結構かと思えます。その対象となる範囲が広がるとか狭まるということではないということで、感染症ということでご理解をいただければ結構かと思えます。

それから、その危険手当という、そういう認識ではございませんので、不快な業務に従事するというふうな分野でご理解をいただければ結構かなということでございます。

それから3点目に、こういった業務に従事する場合、予防注射、予防接種等が必要な場合ということでございますけれども、当然のことながら災害あるいはこのような感染症が発生した場合に、関係職員が防疫作業をする場合にそういうことが必要になれば、これは町のほうできちっと対応をすべきだろうというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） たしか予防注射を打って任に当たらなければならないというときに補正予算対応をしていたように私は思うんですね。要するに条例整備が、要するにこの任に当たる場合、予防注射なんかについては行政できちっと持つん

だというようなあれにはなっていない補正予算対応だったように私は思っているんですね。そういうことについては、やっぱりこういうことを変えて、逆に言うと危険手当を軽くすることで、どう言ったらいいかな、現実的には任そのものを軽くするかのような表現になるわけですね。そういうときには、やっぱり合わせたいろんな条例改定も含めてとか、その身の保障も含めた体制強化も必要なんではないかと思うんですが、その辺は。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 数年前に新型インフルエンザが蔓延した時期がございませけれども、これも、特にあのときは消防職員等がいろいろ救急業務とかそういう対応をするときにあらかじめ予防接種をする必要があるということで、これはきちっと町のほうで対応をさせていただきました。ちょっと事後になった点はあったかと思えますけれども、これはきちっと町のほうで対応させていただいております。そういうことで、基本的に町民のためにそういった業務に従事する場合、事前に必要な措置等に対しては町がきちっと対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 消防長にお伺いします。

率直にこういうことでいろんな手当が最近引き下げられる傾向にあるんですね。それでそういう中でいろんな、こういう大変なことへの対応などの手当を引き下げるということは、任に当たる消防職員のいわゆる士気の問題では、それが下がっても下がることはないんですかね。値段において士気下がるということはないんですかね。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） ただいまの質問ですけれども、その額によって職員の仕事が変わるような、そのようなことは一切ないと思います。真っ白に前を向いてやっていますんで、一生懸命させていただいてますんで にならないというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 主にこういうのは町の関係職員なんかも消防職員なんかと一緒に当たることになるんだと思います。恐らくそういう人たちの多くはいろんな意味で有資格者が、いろんな特殊な資格を持った人たちが当たる場合が第一線であると思うんですね。しかし、最近、そういう特殊な能力を身につけることに

いての行政の報奨制度というのがほとんどなくなってきた。僕はこれは決していいことやと思っていません。そういう意味では、こういうことで手当のほかに準じて引き下げるといのはあんまりいいと思わないんですね。

ただ、全体的な傾向だとしたら、それはそういう任務を軽く見ているのかなと、そういう技術を持った人たちの位置づけが軽くなっているのかなと思わんわけではないわけです。そういう意味では、僕は全体的に見ると反対するのもどうかなと思うんで、これまた自席にて棄権の立場をとっていきます。僕は任に当たる人たちについては、総務課長が言われたように不快な任務に当たるわけですから、本来の手当をきちんと出すべきだとは思っています。これについては自席にて棄権です。繰り返し言いますが。

○議長（伊藤博夫君） ここで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第14 議案第70号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第14、議案第70号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成24年12月4日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました議案第70号、永平寺町

税条例の一部を改正する条例の制定について審査結果を報告いたします。

本案は、健康福祉施設「永平寺温泉禅の里」の開業に伴う入湯税の税率を定めるもので、入浴客1人1日150円を、宿泊150円、日帰り80円と改正するものです。

本案は、会議規則第77条の規定により委員全員で賛成、可決いたしました。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長（伊藤博夫君） これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第15 議案第71号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第16 議案第72号 永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、議案第71号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、日程第16、議案第72号、永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号と議案第72号の2件を一括議題とすることに決定いたしました。

本件は、去る平成24年12月4日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長（長岡千恵子君） 5番、長岡です。

去る12月4日に付託されました永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで委託されましたけれども、変更内容が追加された部分があります。「父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による命令を受けた児童」というのが追加されました。この点につきまして、教育民生常任委員会では慎重に審査させていただきました。

質疑の中に、離婚が成立していなくて子供が虐待されて両親以外の人に預けられている場合の対応についてはということで、一応福祉保健課長のほうから、今回の条例では明言されていないので専門機関に相談して対応するとの回答がありました。

採決の結果、全員一致で承認することになりました。また、議案第72号につきましては、母子家庭から、今度父子家庭のことですので同様のようにならぬよう全員一致で承認することとしました。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第15、議案第71号と日程第16、議案第72号の2件について、1件ごとに議題といたします。

まず、日程第15、議案第71号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） この条例を見ますと、71号を見ましても母の申し立てとか、あるいは72号でも父の申し立てとありますけれども、例えばこういう人たちが病気あるいは自分から申し立てができないような状況にあった場合、それは

第三者ができるとかそういうふうな規定にはなっているんですか、なっていないんですか。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡委員長。

○教育民生常任委員会委員長（長岡千恵子君） 今のご質問の件ですけれども、父が配偶者からの暴力ということですから母の暴力ということになりますので、母がそういう立場にあるとは私はまず考えられないと思います。ですけれども、正確なことはわかりませんので行政からの回答をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） これは、婚姻成立をしておりますして離婚をしていないということで、夫婦間の暴力によりましてどちらか一方、裁判所の命令を受けた場合、こういうふうな場合の児童を保護しましょうというふうな中身でございます。そういうふうなことでございますので、当然夫からの暴力、あるいは母からというんですか、妻からの暴力というふうなことも考えられますので、こういうふうな条例をつけ加えて対象範囲を広げるというものでございます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

○10番（上坂久則君） 議長、ちょっと今の回答がね。間違っていると言いませんけれども、例えば母の申し立てによりと限定されていますね。それからもう一つは父の申し立てによりと。その母とか父が申し立てができないような状況がある場合、発生した場合、それはそのほかの人が、当然これは逆に言ったら子供を救うため、それぞれの子供を救うための法律ですから、だからそれぞれの申立人がやむを得ない理由、あるいは、もしくは病気とかいろいろあるんでしょうけれども、そういった場合は全くこの救済はできないんですかというね。

はい、そうです。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） これは、あくまでも裁判所の命令があつてのことでございますので、裁判所の命令がない場合にはこの条文の該当には当たらないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第71号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第16、議案第72号、永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第72号、永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後 4時 分 休憩)

---

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第17 議案第73号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定

について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第17、議案第73号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年12月4日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） ただいま上程されました議案第73号並びに74号について当委員会に付託されていますので、委員長報告いたします。

初めに議案第73号、今回の条例改正案は、昨年の23年8月に国の地域主権戦略大綱を踏まえた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律でございまして、その施行に伴いまして下水道法や水道法が改正されたものでありまして、これまで法令等で規制されていた基準等を条例で定めることが必要となりましたので今回新たに下水道排除基準に、新規規制物質として1,4-ジオキサンが追加されたことによりまして条例改正が必要であります。

改正の内容につきましては、下水道排除基準に新規規制物質として1,4-ジオキサンの追加、2番目に排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、3つ目に排水及び処理施設の構造上の基準、4番目に終末処理場の維持管理に関する基準の4点が主な改正内容であります。委員会で採決をいたしました結果、原案のとおり、委員全員で賛成可決いたしましたので報告をいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第73号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 4時 分 休憩)

---

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第18 議案第74号 永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第18、議案第74号、永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成24年12月4日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) ただいま上程されました議案第74号、永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定について当委員会に付託されておりますので、委員長報告いたします。

74号議案の条例制定におきましても、73号議案と同じく、平成23年8月に国の地域主権戦略大綱を踏まえた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして水道法や下水道法が改正されるもので、これまで法令等で規制されていた基準等を条例等で定めることが必要となりましたので今回条例制定をするものであるとともに、資格基準も国が政令で定める資格基準を参考としていること、また、制定内容につきましては、布設工事監督者を設置する工事の範囲、2番目に監督者の資格についての基準、3番目に水道技術管理者の資格基準の3点が主な条例制定の

内容であります。

委員会で採決をいたしました結果、原案のとおり、委員全員で賛成可決いたしましたので報告をいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 1つだけお伺いします。

これは水道法の変更によって生じた条例化の問題だというんですが、この布施工事の監督及び水道技術管理者に関するということで、本町に水道技術管理者は6人いるというのは報告で聞きました。布施工事の監督は役場職員の中にいるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 役場職員の中では現在おりません。しかし、この布施工事監督者といいますのは、大規模工事いわゆる新設工事をする場合、また大規模な改修工事のときはコンサルに委託して、そして工事監督をしていただくと、布施監督をしていただくということで対応しております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは役場にお聞きしたいんですけど、いわゆるコンサルに委託で済ませるといことになりますから、今後、例えばこういう監督者を育成するとか、そういう計画については町としてはないんでしょうか。特に合併のときの住民への約束の中で、専門的な技能を持った職員をちゃんと採用していく、確保していくというのが町民への約束でもありますから、それらについてはいかがしていくんでしょうね。

○議長（伊藤博夫君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） この監督者の基準につきましては、これは今回条例化をさせていただきますけど、もともと水道なら水道法の法令で定められておりました。この対象となります工事、これ今ほど委員長さんからもございましたように、浄水施設、また排水施設並びに配水池の大規模な新設工事、このときに必要となるわけでございます。

それで、今現在は町職員の中にはこういう監督資格基準を満たしている者はございませんけど、今後また経験があれば学歴に応じた経験がございますれば監督者としてみなせます。その工事を施工する際にいなければ、例えば県の建設技術公社、またそれもないければ次にコンサルとか、そういう道筋は考えておりますの

でその辺で。今、これ条例化することによっていろんな学歴、専門学科の経験年数がございまして、そういうことを参考にさせていただいて、今後、計画というんですか、考えたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第74号、永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第19 発議第11号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第19、発議第11号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） それでは、発議第11号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例についての発議提案の理由説明をさせていただきます。

まず改正理由ですけれども、この改正は、地方自治法の一部改正（平成24年9月5日）により、法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間などが条例に委任されたため、これらについて新たに規定するものであります。

今回、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例、地方自治法第122条及び会議規則14条第2項の規定により提出させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議第11号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第20 発議第12号 永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第20、発議第12号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、川崎君。

○8番(川崎直文君) 続きまして、発議第12号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則について、発議提案の説明をさせていただきます。

まず改正理由ですけれども、地方自治法の一部改正(平成24年9月5日)により、本会議でも公聴会を開き参考人を招致できることになったので、当議会でもこの制度を導入するため関係の規定を追加するほか、会議規則の条文中に適用する地方自治法の条文に変更があったため、これを改めるものであります。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議第12号、永平寺町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第21 閉会中の継続審査の申出～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第21、閉会中の継続審査の申出についての件を議題といたします。

教育民生常任委員会の委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

～日程第22 閉会中の継続調査の申出～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第22、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 4時 分 休憩)

---

(午後 4時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る12月4日開会以来14日間にわたり、この間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたこと、心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のために万全を期されるよう特にお願ひ申し上げます。

さて、いよいよ師走を迎え慌ただしい日々を過ごされることと存じますが、くれぐれもご自愛いただきまして、ご家族そろって輝かしい新年をお迎えされますことをご祈念申し上げまして、平成24年第5回永平寺町議会定例会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成24年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、昨日行われた衆議院総選挙では、自民党が協力する公明党と合わせ総定数の3分の2を確実にして、自公連立政権を発足させる運びとなっております。今の政治の現状を見ると、国民の政治に対する思いは複雑であり、経済、雇用の改善、大震災と福島原子力発電所事故からの早期復興、領土問題に関連する外交政策など重要課題が山積し、重要な岐路に立っております。

福井県におきましても、北陸新幹線の開業や原子力発電所集中立地県としてのエネルギー政策、TPPへの参加交渉、道州制論議など大きな課題が多く残されております。

新しい政府におかれましては、一刻も早く安定した政治体制を築き、国民生活を守る責務を果たしていただきたいと強く願っているところであります。

このような中、今後の町政の推進に当たっては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら町民生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、また、教育、福祉、子育て支援の充実、定住の促進、防災力の強化など、町の活性化と全ての町民の幸せを築くため、行財政改革を積極的に進めながら、町民が誇りと将来への希望を持てる永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。

防災行政無線の整備を初め、健康福祉施設、松岡公園、永平寺口駅周辺整備、消防庁舎の統合など重要な事業につきましては、ご意見をいただきながら、完成に向けて着実に整備を進めてまいります。

これから大変寒さの厳しい季節を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

(午後 4時47分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員